

日露外相会談後のラヴロフ外相の記者会見（2019年1月14日）

1 我々は、1956年のソ日共同宣言を基礎として平和条約に係る作業を加速する必要性についてのプーチン大統領と安倍総理からの指示を遂行することに費やされた、河野外務大臣との長時間の交渉を終えた。日本側の提案により、共同記者会見を本日は行わないとの理解に達したため、私は、本日起こったことについていくらか述べる必要があると考える。河野外務大臣は、本日少し後になってあなた方（記者ら）に対してブリーフィングを行うだろう。

2 既に述べたとおり、我々の指導者の指示に基づいて、我々は1956年の宣言を基礎として平和条約の作業を組織するという課題を議論した。我々には、本質的な見解の相違が維持されているということをおぼろげに隠すつもりはない。（両者の）立場は最初から全く反対のものであり、これは私たちが一度ならず述べてきた。両国首脳の政治的な意思、すなわち露日関係を完全に正常化するという意思は、この対話を活発化するように我々を駆り立てている。本日、我々は1956年の宣言を基礎として作業する用意を確認したが、これは、何より、我々の日本の隣人らが「南クリル諸島」に対するロシアの主権を含め、第二次世界大戦の結果を完全な形で認めるという最初の第一歩はゆるぎないことを意味する。さらに、これは、国連憲章及び第二次世界大戦の終結時、特に1945年9月2日の枠組みにおいて署名された多くの文書、また、その後の一連の文書にも規定されていることである。これは我々の基本的な立場であり、この方向における一歩なしには、その他問題に関して何らかの前進を期待することは非常に困難である。

3 日本からの友人に対して、諸島の主権の問題は議論されていないことに注意を喚起した。これはロシアの領土である。日本の法律に、これら諸島が「北方領土」として規定されていることは、もちろんロシアにとって受け入れられない旨、彼らの注意を促した。我々の日本の同僚が、この具体的な問題の克服に向けてどのように動くか、日本国内の法律に関連する問題がどのように解決されるかについて、一連の質問をした。なぜなら、この場合、内政干渉にはならず、日本の同僚が議論したがっており、おそらくロシアと解決したいと思っているだろう課題に右法律が関係しているからである。我々は道筋のまさに始めにいる。

4 我々には、最も困難な問題を議論するために、両国の関係の質を大きく向上させる必要があるとの共通理解がある。全体として、二国間関係は向上しており、貿易・経済、投資及び文化の分野で成長している。現在、露日交流年が行われており、ロシア国民及び日本諸島の住民に、非常に大きく活発な関心を引き起こしている。約500の行事が行われ、継続している。しかし、経済、特に投資分野においては、現在行われていることよりも、計り得ないほど大きなことができ得る。2、3年前にプーチン大統領と安倍総理との間で達成された「南クリル諸島」における共同経済活動は実現しつつあるが、非常に抑制的で、印象的ではない規模である。最も画期的な分野とは言えない分野で、5つのプロジェクトが指定された。

本日、この点について我々は日本の同僚の注意を引いた。共同経済活動が目に見えた具体化を得られるように、関係省庁のラインで更に野心的なプロジェクトを検討することで合意した。

5 議論の段階にある重要な合意文書は、長年、いかにしても具体化できていない。とりわけ、サービス及び投資の取引に係る特権的な協定の公式交渉の開始の必要性について、原子力エネルギーの平和利用に係る協力の政府間合意の適用分野を拡大する協議について、宇宙空間の平和目的の調査及び利用に係る協定について、ロシアと日本の社会保障協定について、そしてもちろんビザ無しの枠組みに向けて前進するための障害を克服することについてである。我々は日本の同僚に対して、ロシアは近年、あらゆるカテゴリーの市民、すなわちビジネスマン、旅行者、スポーツ及び文化交流のために移動の枠組みを自由化することを目的としたものから、ビザ無しの枠組みの導入など、多くのイニシアティブを提示したと注意を向けた。これは我々のグローバルな目的である。ロシアと日本が、例えばサハリン及び北海道の住民のビザなしの移動から始めるなど、ビザ無しの枠組みに移行できない理由は全くないと考えている。

6 我々の協力を質的に向上させる必要のある第三の分野は、外交、国際場裏における協力である。本日、グローバル及び地域の議題における主要な課題について、両国の立場の棚卸しを行った。国連において、決していつもとは言えず、しばしばとは言わないまでも、ロシアのイニシアティブに係る日本の投票に関して両国の立場は合致していない。これは、プーチン大統領と安倍総理が達したいと考えている信頼のレベルを反映していない。

7 両国首脳が1956年の宣言を基礎として平和条約に係る作業を活発化すると合意した際に定めたとおり、我々の次官が互いの立場を明らかにしつつ、具体的なコンタクトを継続する。そして、今月に見込まれているプーチン大統領と安倍総理の近い将来の会談に向けて、我々は、両首脳の指示がどのように遂行されているか報告する。

8 もう一つ、言及しなければならない重要な側面は、安全保障分野における協力に関してである。1956年の宣言は、日本が米国との軍事同盟に係る条約を有していなかったという条件において署名された。(米国との)条約は1960年に締結され、その後、我々の日本の同僚は、1956年の宣言の履行から遠ざかった。1956年の宣言を基礎とした議論に回帰している現在、日本の軍事同盟に関する状況はその当時から根本的に変化したということを考慮しなければならない。本日、交渉において、グローバルなMDシステムの日本の領土における発展に際して米国が行っている行動や、米国が表向きには北朝鮮の核の脅威を中立化させる必要性とって正当化しているが、実際のところロシア及び中国の安全保障にとってリスクを作り出している行動について注意を向けた。

9 私は、我々が日本の友人と検討し、明確にし、両者にとって受け入れ可能なアプローチ

をそれぞれについて得られるように努力する必要がある一連の課題について、（我々はこれらテーマのそれぞれをかなり詳細に議論したが）手短かに紹介するよう努めた。我々の協力のそのような質的な向上、信頼できるパートナーシップの段階への移行によって、プーチン大統領と安倍総理が提示した目的に資すると信じている。両首脳は、平和条約問題に関して両国国民に一様に支持され、受け入れられるような解決の模索に賛成であると想起する。これは非常に単純では無い課題であるが、我々には、共通理解に達するために前進する忍耐と用意がある。

10 （安倍総理の、北方領土返還後の現在の住民への処遇に関する発言及び河井克行自民党総裁外交特別補佐の平和条約締結交渉への米国の関与に関する発言へのコメントを問われ）

（1）我々は、諸島が日本の主権下に引き渡された後も、ロシア国民が残留できるとの安倍総理の発言に対応する声明を既に発出した。ご指摘の数日前の安倍総理の発言の直後、駐露大使は露外務省に召致された。我々は、平和条約問題に関する我々の今後の対話をいかに構築するかについての露日首脳間の理解と合意に完全に矛盾するこのようなアプローチは、全く受け入れられないことを宣言した。

（2）米国が露日間の条約締結の当事者たるべきであり、それは本人曰く、中国を抑止する「ブロックを強化」するであろうとの自民党総裁補佐たる河井氏の声明に関して述べれば、それは言語道断の発言である。本日、我々はこのことを完全な率直さとともに述べた。我々の日本の同僚は、この人物は行政府の代表ではなく、自民党の総裁補佐であるとの事実を注意を喚起した。これらは全て本当であろう。唯一の不幸は、安倍総理が自民党の総裁であることである。我々はかかる声明が容認できないことについて非常に危険な警告をした。かかる米国への依存の下、いかなる問題を解決するにあたって日本がどれほど自立的なのかに関心は有した。日本は自身の国益に基づいて決定を下すと我々に請け合った。そうであって欲しい。

11 （第二次世界大戦の結果を認めるべきとの露側の立場への日本側の反応に満足したかを問われ）私は第二次世界大戦の結果に関する我々の立場を非常に詳細かつ委細を尽くして述べ、サンフランシスコ平和条約、その他の文書、及びサンフランシスコ平和条約と共に不可分の一体を成し、第二次世界大戦に決着をつけた1956年宣言に加えて、国連憲章のような重要文書もあることを想起した。同憲章の第107条は、第二次世界大戦の結果は連合国によって形成された揺るぎないものであると認めている。本日、我々は再び日本の同僚にそれを詳細に想起させ、反論を聞かなかった。